

測量業者登録を受けた皆さまへ

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

測量法（以下「法」という。）第55条の5第1項の規定により測量業者としての登録を受けますと、同法の規定により、所定の登録標識を掲示し、また様々な書類を提出する義務が生じます。これらを怠ったり、虚偽の届け出等を行った場合は、営業の停止・登録の取り消し・罰金等の罰則を受けることがあります。測量法・測量法施行令・測量法施行規則等に従い、遺漏のないよう十分注意して下さい。

1. 登録の更新（法第55条の2）

測量業者登録の有効期間は5年ですが、この有効期間満了後も引き続き測量業を営む場合は、登録の更新を受ける必要があります。

登録の更新を受ける場合は、有効期間満了の日（既登録年月日から5年後の同月同日の前日）の90日前～30日前までに更新登録申請を行わなければなりません。

更新登録の申請がない場合には、有効期間満了とともに登録が消除されます。

なお、有効期間満了前に更新時期のお知らせは通知されませんので、十分注意して下さい。

2. 提出義務のある書類

(1)財務に関する報告書(法第55条の8第1項・第2項)

次の書類を、毎事業年度終了の日から3か月以内に提出しなければなりません。

- ① 財務に関する報告書(表紙)
- ② 営業経歴書
- ③ 財務事項一覧表
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 損益計算書
- ⑥ 完成測量原価報告書(法人のみ)
- ⑦ 納税証明書(その1・納税額等証明用)
- ⑧ 使用人数／営業所ごとの測量士・測量士補の数

②～⑦は、当該事業年度に係るものです。

④、⑤については申請者が作成している会社法に準拠した既存の「貸借対照表」及び「損益計算書」を添付してください。

⑦は、税務署発行の国税(法人は法人税、個人は申告所得税)を証明するものです。

⑧は、毎事業年度終了時において、直前の届出から変更がある場合のみ添付してください。

(2) 定款変更（法第55条の8第2項）

定款変更の都度、変更事項が明確に記載された書面を提出しなければなりません。

3. 廃業等の届出（法第55条の9第1項、第2項）

測量業者登録の要件を欠いた場合、または登録を受けた測量業者が測量業の営業を廃止した場合等の際は、その旨を届け出なければなりません。（提出期限：第1項の場合30日以内、第2項の場合遅滞なく）

4. 登録事項の変更（法第55条の7）

次の各登録事項（法第55条の2各号に掲げる事項）について変更があったときは、遅滞なく変更登録申請を行わなければなりません。

- ① 商号または名称
- ② 測量業を営む営業所の名称・所在地（新設・廃止を含む）
- ③ 資本または出資の額（法人のみ）
- ④ 役員の氏名（法人）／事業主の氏名（個人）
- ⑤ 主として請け負う測量の種類

5. 登録証明書の発行

登録を受けている測量業者は、国・地方公共団体等の競争入札参加資格審査に用いるため、登録証明書の発行を受けることができます。希望される場合は、登録証明願（正2部）を持参又は送付（宛名を記載し所要の切手を貼付した返信用封筒を同封）により提出してください。

発行の条件は次のとおりです。

- ・法に定める報告等（財務に関する報告書、変更登録申請書等）を提出していること
- ・前回の発行から3ヶ月以上経過していること。（3ヶ月経過前に発行を希望する場合は、前回発行した証明書の原本を添付して請求することができます）

6. 標識の掲示（法第56条の5）

登録を受けた測量業者は、その店舗（登録を受けたすべての営業所）の見やすい場所に法施行規則別表第15に規定する登録標を掲げなければなりません。

7. 個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、法第55条の2の規定に基づき提出される測量業の登録申請書(法第55条の3に基づく登録申請書の添付書類、法第55条の7に基づく変更登録の申請及び同法第55条の8に基づく書類の提出義務を含む。以下「登録申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- ① 登録申請書等の審査事務
- ② 測量業の登録を受けた者に対する指導監督等の事務
- ③ 登録申請書等の閲覧
- ④ 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供

本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき

他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、

法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき

専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供をするとき

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

その他提供することについて特別の理由があるときに提供

8. 登録申請書等の閲覧（法第55条の12）

登録申請書等は、当局及び測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県にて公衆の閲覧に供されます。

9. その他

(1) 編纂方法、提出部数

綴じ込み書類が複数枚に及ぶ場合は、左端をホッチキス等で留めてください。

正本は1部、写しは登録する営業所が2つ以上の都道府県にある場合は、そ

の都道府県の数と同一の部数となります。なお、添付書類は正本にのみ1部必要です。

(2) 登録申請様式、登録免許税及び登録手数料など

国土交通省ホームページ

『https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html』をご覧ください。

なお、測量業者登録について不明な点は、

内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 計画・測量業係

TEL(098)866-0031 内線3172、3178 までお問い合わせ下さい。